

# 東 予 サ ッ カ ー リ ー グ 規 約

- 第1条 このリーグは『東予サッカーリーグ』という。
- 第2条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会、及び第1種委員会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの事務局は 東予リーグ事務局宅におく。
- 第4条 このリーグは加盟チームの相互の協力により、東予地区社会人サッカーの水準向上を期し、合わせてサッカー競技の普及に努めるとともに、サッカーを通じて相互の親睦共励により、よき社会形成者となることを目的とする。
- 第5条 このリーグは前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 東予サッカーリーグ戦の実施
  2. (一社)愛媛県サッカー協会主・共催及び主管行事への積極的協力
  3. サッカー技術の研究、及び指導
  4. その他、このリーグの目的達成に必要な事業
- 第6条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会に加盟している東予地区の第1種団体(四国リーグ、県リーグ加盟を除く)により構成する。  
加盟チームは、第4条の目的を達成するために必要な条件を備えた団体、及び個人でなければならない。
- 第7条 このリーグは加盟チーム数に合わせた部制をとり、各部には代表者を定める。原則として各部代表者は、前年度の成績により、昇格、降格、入れ替え戦を行った後の首位チームより選出し、初回運営会議で承認する。リーグは事務局、各部代表者、及び各チーム代表者による運営会議を行い、その議決に基づき加盟チームの相互協力による自主運営を行う。運営会議は事務局、及び各部代表者の指示に従い構成員を設定する。
- 第8条 運営会議では次の事項を審議決定する。
1. リーグ戦の計画、運営に関する事項
  2. その他の事業の計画、運営に関する事項
  3. 予算、並びに決算
  4. 賞罰の裁定
  5. 本規約並びにリーグ戦実施要綱の改廃
  6. その他決議を要する重要事項
- 第9条 運営会議は2月、7月、12月を定期運営会議とし、必要に応じて事務局が招集し、臨時に開催する。運営会議議長は基本的に事務局、又は各部代表者が行う。
- 第10条 リーグ戦は別に定める『東予サッカーリーグ実施要綱』に基づき実施する。  
リーグ戦実施の結果、I部優勝チームは県リーグII部へのチャレンジマッチに出場するための推薦を受ける資格を与えられる。優勝チームがその出場権を放棄した場合は第2位のチームまではその資格が移動する。但し、推薦の段階で3級以上の審判をチームで5名以上登録していることを条件とする。その他条件は別途定める。
- 第11条 このリーグに参加するチームは、別に定める年会費を納入する。原則、4月末日まで。
- 第12条 このリーグの経費は次に掲げるもので支弁する。
1. 年会費(リーグ戦参加料)
  2. (一社)愛媛県サッカー協会、及び同東予支部からの補助金
  3. 寄付金
  4. その他の収入
- 第13条 このリーグの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第14条 リーグ戦等において故意による棄権、その他重要な規約違反等のあった場合は、運営会議の裁定によりチーム及び個人を処罰することができる。
- 第15条 この規約および実施要綱に違反をした場合、および重大な不正行為があった場合は、規律委員会を開催し、その処分を決める。  
尚、規律委員会は1種委員長、事務局、各部代表者で構成し、決定した処分の内容については、当該チームおよびその他全てのチームに連絡する。

(一社)愛媛県サッカー協会

東予サッカーリーグ規約

東予サッカーリーグ実施要綱

東予サッカーリーグ

変更: 1996-04-06  
1997-03-08  
1998-03-30  
1999-03-30  
2000-03-05  
2002-03-03  
2003-03-02  
2004-04-15  
2005-04-22  
2006-02-19  
2007-02-18  
2008-02-17  
2009-02-22  
2010-02-21  
2011-02-13  
2012-02-12  
2013-02-17  
2013-07-28  
2014-02-16  
2015-02-15  
2016-03-04  
2017-02-19  
2018-02-18  
2018-08-26  
2019-02-17  
2020-02-16  
2021-03-20  
**2023-02-19**

改訂: 1995-12-17